

久留米市田主丸学校給食共同調理場調理等業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「久留米市田主丸学校給食共同調理場調理等業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

「久留米市田主丸学校給食共同調理場調理等業務」

(2) 業務内容

業務の具体的な内容は、「久留米市田主丸学校給食共同調理場調理等業務委託仕様書」を参照すること。

- ① 調理及び配缶
- ② 食器具の洗浄・消毒・保管
- ③ 施設設備の清掃・消毒及び日常点検
- ④ 残菜及び厨芥の処理
- ⑤ その他調理等に付随する業務
- ⑥ 配送業務（回収含む）

(3) 業務期間

① 契約期間は、特段の事情がない限り、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）とする。

② 受託者が提供する業務内容について、定期的に評価を行うこととする。その結果、業務委託契約書及び仕様書に定められた内容を充足していないことが判明した場合には、受託事業者に対して、一定期間内に具体的な改善策の提出及びその実施を文書で求めることとする。これらにより改善が図られない場合や、受託者の故意又は重大な過失により市又は第三者に損害を与えた場合等においては、契約を解除することがある。

(4) 業務場所

久留米市田主丸学校給食共同調理場及びその附帯施設。

3 予算額

業務における年間の見積額の上限は61,644,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）とし、最低制限価格（非公表）を設定することとする。

4 実施形式

「公募型」

5 スケジュール

実施内容	実施期日等
公募開始	令和3年10月28日
現地説明会開催	令和3年11月8日
質問書受付締切	令和3年11月12日
質問書に対する回答	令和3年11月19日
参加申込書・企画提案書の提出締切	令和3年11月18日～11月25日
資格審査の結果通知（参加資格がない場合のみ）	令和3年12月14日【予定】
プレゼンテーションの実施	令和3年12月27日【予定】
審査結果通知書の送付	令和4年1月11日頃
契約締結	令和4年2月4日頃

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 基本的事項

学校給食法の目的に沿い、学校給食が教育の一環として、子どもたちのために安全でおいしい給食を円滑にかつ安定的に提供できること。

(2) 業務遂行能力

- ① 継続して3年以上大量調理業務（学校給食共同調理場の給食調理業務）の実績があること。
- ② 久留米市内又は福岡県内もしくは久留米市近郊に事業所等を有し（委託業務開始前までに設置予定の場合も含む）、本市と速やかに連絡調整が取れること。

(3) 安全衛生

- ① 会社独自の衛生管理マニュアルを作成し、十分な衛生管理を行っていること。
- ② 従業員に対して計画的に安全衛生教育を実施していること。

(4) 信用状況

- ① 福岡県内において過去5年以内に食品衛生法に基づく食中毒等による行政処分を受けていないこと。
- ② 万一の事故発生に備えて損害賠償を確実に行えること。

(5) 欠格事項等

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ④ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税及び市税
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7 説明会

(1) 開催日時

令和3年11月8日（月）13：00

(2) 場所

久留米市田主丸学校給食共同調理場

(3) 参加申込み等

① 参加を希望する場合は、各社2名（細菌検査を受けて異常がないこと）までとし、現場説明会参加申込書（様式2）を令和3年11月1日（月）午後5時までに「17問い合わせ先」へ提出すること。

② 車両の乗り入れは、各社1台とすること。

③ 当日は、白衣・キャップ・マスク・履物・細菌検査結果（写し）を持参すること。

8 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、久留米市田主丸学校給食共同調理場調理等業務に関する質問書（様式3）を電子メールに添付して、「17問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和3年11月12日（火）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

令和3年11月19日（金）までに、久留米市田主丸学校給食共同調理場調理等業務に関する質問書（様式3）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書、久留米市契約事務規則及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を各1部ずつ（②は13部）提出すること。なお、④、⑬は參

加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 企画提案書 13部（「10 企画提案書作成方法」を参照）
- ③ 價格提案書（様式4）
- ④ 登記事項全部証明書 ※写可
- ⑤ 会社概要調査表（様式5）
- ⑥ 会社等の概要（資本金、過去3年間の年間売上高及び経常利益、営業所及び支店数、従業員数、調理師等の有資格者の状況などが確認できるもの）
- ⑦ 学校給食共同調理場での給食調理業務等受託実績一覧（様式6）
(令和3年10月1日現在にて記入すること)
- ⑧ 役員等調書及び照会承諾書（様式7）
- ⑨ 過去5年以内に食品衛生法による行政処分がないことの証明（福岡県内にある各営業所を所轄する保健所毎が発行する証明書。ただし、証明書が発行できないものについては、事業者作成の確約書でも可。）
- ⑩ 従業員（調理員及び栄養士）の研修計画及び実績（令和4年度計画及び令和3年度実績（見込み））
- ⑪ 会社独自の衛生管理マニュアル及び食物アレルギー対応マニュアル
- ⑫ 損害賠償責任保険の加入状況（様式8）
- ⑬ 納税証明書 ※写可（下記参照）
- ⑭ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

納税等証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分		税区分		法人	個人
		税目			
県外 市外かつ 県内	国税等	法人税、所得税、 消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)	
	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税に未納がない 証明	福岡県税に未納がない 証明	
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、 軽自動車税	久留米市税に滞納がない 証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない 証明	
	久留米国保	国民健康保険	—		

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

令和3年11月18日（木）から令和3年11月25日（木）（土日祝日を除く。郵送の場合は、消印有効。）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明で

きる方法によることとし、（2）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

- ① 表 紙 「久留米市田主丸学校給食共同調理場調理等業務企画提案書」と記載
- ② 様 式 A4版縦型・長辺綴じ
ただし、「提案項目2 学校給食業務の実施体制に対する提案 ①従事者の配置について」は、業務従事者配置計画書及び業務工程表（様式9-1・2）を作成のうえ、提案すること。
- ③ 文 字 フォントサイズ11ポイント・横書き
- ④ 提出部数 13部（正1部、副12部）
- ⑤ 制限枚数 表紙及び業務従事者配置計画書及び業務工程表（様式9-1・2）を除き10ページ以内

(2) 構成とポイント

- ① 提案書は、下表に示す構成とすること。
- ② 提案のポイントに留意し、文書で簡潔に記載すること。
- ③ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用しても差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。

項目	構成		ポイント
1 学校給食における調理業務に対する提案	①安全で安心な学校給食の提供について	①従事者の配置について	学校給食に対する基本定な考え方（法の主旨、会社方針等）及びその実現に向けた取組みを記載のこと
	②学校との連携について	②従事者及び業務のマネージメント体制について	交流給食や食育推進など学校給食への協力について記載のこと
2 学校給食業務の実施体制に対する提案	①従事者の配置について	①従事者の配置について	調業務従事者配置計画及び業務工程表（様式9-1・2）を作成し、調理業務体制の適正や安定性、代替要員の確保について記載のこと
	②従事者及び業務のマネージメント体制について	②従事者及び業務のマネージメント体制について	調理責任者の配置による従事者の統轄、エリアマネージャーの定期巡回及び巡回指導報告書の提出など、従事者及び業務のマネージメント体制について記載のこと。また、従事者のノロウィルス対策など、労働安全衛生の体制について記載のこと

		③従事者に対する教育及び研修体制について	従事者に対する衛生管理、調理技術向上、アレルギー対応等に関する教育及び研修体制について記載のこと
		④業務開始までの計画について	業務開始に向けて、従事者の確保及び研修等の取組みについて記載のこと
		⑤配送業務について	学校への配送計画が適正で安定的に行われるかについて記載のこと
3	学校給食における衛生管理に対する提案	①衛生管理の徹底に対する具体的な方策について	「学校給食衛生管理基準」等に基づく、独自の取組みについて記載のこと
		②食中毒防止に対する具体的な方策について	「学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく、独自の取組みについて記載のこと
		③異物混入の防止に対する具体的な方策について	人・食材・調理機器等から混入する異物について、独自の取組みについて記載のこと
4	アレルギー対応食に対する提案	①アレルギー対応食を確実に提供するための具体的な方策について	「久留米市学校給食における食物アレルギー対応手引き」等に基づく、独自の取組みについて記載のこと
5	危機管理に関する提案	①異物混入事故（ヒヤリハット含む）が発生した場合の具体的な対応策について	異物混入過程の特定、連絡体制の構築などの初動対応及びその後の対応などについて記載のこと
6	給食調理員の熱中症予防に対する提案	①給食調理員に熱中症の症状が発生しないための具体的な方策について	給食調理員に熱中症の症状が発生しないための独自の取組みについて記載のこと
7	給食調理員の新型コロナウイルス感染予防及び発生時に対する提案	①給食調理員の新型コロナウイルス集団感染を予防するための方策について	給食調理員の集団感染を予防するための独自の取組みについて記載のこと
		②給食調理員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合にも給食を提供するための具体的な方策について	給食調理員に感染者が発生した場合にも、継続して給食提供するための独自の取組みについて記載のこと

1.1 審査方法

企画提案書等については、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1者のみの場合

は、本プロポーザルを中止することがある。

- (1) プレゼンテーション実施日
令和3年12月27日（月）【予定】

- (2) 実施場所
企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- (3) 提案時間 10分
- (4) 質疑応答 20分
- (5) 参加人数 2人以内
- (6) 評価項目及び配点

評価項目		配点
定性的評価項目	学校給食における調理業務に対する提案	8.5割
	学校給食業務の実施体制に対する提案	
	学校給食における衛生管理に対する提案	
	アレルギー対応食に対する提案	
	危機管理に関する提案	
	給食調理員の熱中症予防に対する提案	
	給食調理員の新型コロナウイルス感染予防及び発生時に 対する提案	
価格に関する評価項目	提案書に対する見積価格の妥当性	1.5割
合計		10割

(7) 留意事項

企画提案書を用いた説明とし、パソコンの使用は、認めないこととする。

1.2 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- (3) 総合点の次点以下の者から順に、契約の相手方の第2候補者、第3候補者として選定する。

1.3 審査結果

- (1) 通知方法 プrezentation審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和4年1月11日（火）【予定】

1.4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 價格提案書の金額が「3 予算額」を超過した場合

1.5 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.6 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「1.7 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 予算の議決

本件の契約には、令和4年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 7 問い合わせ先

〒839-1233 久留米市田主丸町田主丸8 4 3 番地 7
久留米市教育部田主丸学校給食共同調理場（担当：奥田）
電話 0943-72-3001 ファクシミリ 0943-72-4212
電子メールアドレス t-kyusyo@city.kurume.fukuoka.jp